

令和4年1月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和3年度1月総会を日置市東市来支所4階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第52号 農業振興地域整備計画変更審議について	(1件)
議案第53号 農地法第3条許可申請書審議について	(3件)
議案第54号 農地法第4条許可申請書審議について	(2件)
議案第55号 農地法第5条許可申請書審議について	(7件)
議案第56号 農用地利用集積計画審議について	(47件)

〈 出席委員 〉 (19人)

1番 馬場 恵三郎 (会長・議長)	2番 奥 和俊	3番 池畑 正治
4番 日高 格一	5番 迫 千穂子	6番 重水 賢治
7番 馬場 五男	8番 山口 義廣	9番 野元 政博
10番 楠 眞憲	11番 東 芳男	12番 横山 義晴
13番 地頭所 忠一	14番 池田 初男	15番 今屋 政市
16番 黒葛 クルミ	17番 今村 壽久	18番 末永 義弘
19番 春成 勝美		

〈 欠席委員 〉 (0人)

〈 出席推進委員 〉 (0人) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため総会に招集せず

〈 欠席推進委員 〉 (15人)

20番 佐藤 洋三	21番 東峯 満	22番 松崎 秀樹	23番 下池 健悟
24番 本村 敏英	25番 松崎 弘安	26番 瀧間 隆男	27番 中玉利 一朗
28番 鳩野 哲盛	29番 檜物 茂広	30番 西園 賢一郎	31番 鶴田 浩志
32番 田中 宏和	33番 藤崎 善行	34番 永野 彰一	

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	上之原 誠	次長兼農業振興係長	石塚 健一
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	立和名 いづみ
農地調整係	梶村 海斗		

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和3年度1月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中19名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、推進委員は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席を求めていません。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、4番「日高格一」委員と5番「迫千穂子」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、議案第52号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は除外です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 14番 議案第52号の番号1について報告いたします。
令和4年1月20日、私と東市来地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるか否かについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございせんか。
- 2番 現地は、土地改良事業の区域外で少しずつ盛土がなされ、道路と同等の高さとなっています。そのため、申請地南側の水路の上に急な法面となり、草払いも大変な上に、土砂が入り込むようです。除外について、反対するものではありませんが、農振除外の担当課である農林水産課の担当者に水路保護のため法面に大型の土のうを3段積むように要望したところです。
- 会長 反対ではないが、そう要望したということで、よろしいですか。
他にご質疑等ございせんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑等ございせんので、議案第52号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数です。議案第52号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
- 事務局 議案第53号、農地法第3条許可申請書審議について説明させていただきます。

資料の3頁から6頁をご覧ください。3件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は12,794㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は1,113㎡、作物は果樹です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,613㎡、作物は水稲です。

以上、計3件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

事務局 本日は推進委員が欠席のため、番号1の報告については事務局の方で代読させていただきます。議案第53号の番号1について報告いたします。

令和4年1月21日、私と正の馬場会長は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、社会福祉法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第53号の番号2について報告いたします。

令和4年1月21日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第53号の番号3について報告いたします。

令和4年1月19日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。議案第53号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第53号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第53号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第54号「農地法第4条許可申請書審議」の案件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の7頁をご覧ください。
番号1の転用目的は、貸駐車場、貸資材置場です。
番号2の転用目的は、牛舎と牛の運動場です。
なお、番号1は既に転用済みで始末書が添付され、一時転用期間は転用済み後の令和3年10月から2年間です。
以上、計2件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

8番 議案第54号の番号1について報告いたします。
令和4年1月24日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
一時転用の妥当性は、妥当です。
総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第54号の番号2について報告いたします。
令和4年1月20日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は耕作中の農地と一部非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。
議案第54号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第54号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第54号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第55号「農地法第5条許可申請書審議」の案件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の10頁をご覧ください。7件です。

番号1の転用目的は、共同住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、宅地造成、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、農業用倉庫、権利種別は使用貸借権設定です。

番号5の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、グランドゴルフ場、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、庭、駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、番号1は、隣接地の宅地と一体利用し、事業計画全体面積は637.41㎡です。

番号4は、既に農業用倉庫は建築されておりますが、この農業用倉庫の建物登記をするにあたり、今回申請地について転用申請するものです。使用貸借期間は、農業用倉庫が完成後の令和3年11月から20年間です。

番号5は、既に自治会駐車場として利用しており、始末書を添付しての申請となります。

以上、計7件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

事務局 本日は推進委員が欠席のため、番号1の報告については事務局の方で代読させていただきます。議案第55号の番号1について報告いたします。

令和4年1月21日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第55号の番号2について報告いたします。

令和4年1月20日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第55号の番号3について報告いたします。

令和4年1月20日、私と副の日高委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第55号の番号4について報告いたします。

令和4年1月20日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第55号の番号5について報告いたします。

令和4年1月26日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約160mに位置する農地であり、その規模が約4.7haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第55号の番号6について報告いたします。

令和4年1月26日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約200mに位置する農地であり、その規模が約4.7haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第55号の番号7について報告いたします。

令和4年1月19日、私と副の中玉利委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約9.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第55号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

2番 番号3の案件について許可相当と報告しましたが、申請地は道路より2メートル程度低く、道路高までかさ上げするとすると、申請地隣接地の農地ができるだけ影とならないようにとの意見を付して許可していただきたい。

事務局 許可条件に隣接のうちの営農に支障がないよう施工すること。との意見を付すことにします。

会長 よろしいですか。

2番 転用後に、許可したことについて農業委員が責められることがあります。そのためにも意見を付していただきたい。

会長 他にご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第55号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第55号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第56号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。

はじめに、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 まず、野元政博委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

9番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 22頁の番号9です。貸借です。

面積について、田は2,623㎡、畑はなし、計2,623㎡、うち再設定面積は2,623㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第56号の野元委員が関係する利用権設定の番号9の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第56号の野元委員が関係する利用権設定の番号9の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

野元委員に着席の連絡をしてください。

9番 [着席]

会長 次に、春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

19番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 23頁から27頁の間にあります番号13、番号14、番号15、番号29、番号30、番号31、29頁の農地中間管理事業分の番号7、番号8、番号9の計9件です。貸借です。
この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田はなし、畑は8,957㎡、計8,957㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は9件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第56号の春成委員が関係する利用権設定の番号13から番号15、番号29から番号31と農地中間管理事業分の番号7から番号9の計9件の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第56号の春成委員が関係する利用権設定の番号13から番号15、番号29から番号31と農地中間管理事業分の番号7から番号9の計9件の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 春成委員に着席の連絡をしてください。

19番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 28頁の農地中間管理事業分の番号5、番号6です。貸借です。
この案件につきましては、借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田はなし、畑は2,095㎡、計2,095㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議長 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第56号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業分の番号5及び番号6の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第56号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業分の番号5及び番号6の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 地頭所委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 議案第56号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転です。資料の18頁です。売買です。
面積について、田はなし、畑は452㎡、計452㎡、利用権設定件数は1件です。
次に、利用権設定分です。資料の19頁から27頁です。貸借です。

面積について、田は21,176㎡、畑は11,375㎡、計32,551㎡、うち再設定面積は13,003㎡、利用権設定件数は24件、うち再設定件数は7件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の28頁から30頁です。貸借です。

面積について、田は10,080㎡、畑は2,666㎡、計12,746㎡、うち再設定面積は6,719㎡、利用権設定件数は10件、うち再設定件数は3件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第56号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第56号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理に申し上げます。

2番 令和3年度1月総会を閉会します。

(閉会 10時00分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

4番

5番